

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第3区分

【発行日】平成24年11月8日(2012.11.8)

【公開番号】特開2011-134155(P2011-134155A)

【公開日】平成23年7月7日(2011.7.7)

【年通号数】公開・登録公報2011-027

【出願番号】特願2009-293801(P2009-293801)

【国際特許分類】

G 0 6 Q 30/06 (2012.01)

G 0 6 Q 50/00 (2012.01)

G 0 6 Q 30/02 (2012.01)

【F I】

G 0 6 F 17/60 3 1 0 E

G 0 6 F 17/60 Z E C

G 0 6 F 17/60 3 2 6

【手続補正書】

【提出日】平成24年9月25日(2012.9.25)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

所定の商品を販売するかまたは所定のサービスを提供するための所定のウェブページの閲覧が所定のユーザの端末装置から要求された場合、要求された前記ウェブページのデータを前記端末装置に提供する情報提供装置において、

前記ユーザが過去に購入した商品またはサービスである購入済み商品/サービスを基礎物品とし、

ユーザからの閲覧要求のある前記ウェブページで販売される前記商品または提供される前記サービスである販売商品/サービスの価格を、前記基礎物品の購入価格で割り算することで、前記販売商品/サービスの価格を前記基礎物品の相当する数で表す基礎物品相当数を算出する相当数算出手段と、

前記販売商品/サービスの価格が前記基礎物品相当数の前記基礎物品に相当することを表示させる表示データが含まれる前記ウェブページのデータを前記端末装置に送信する送信手段と

を備えることを特徴とする情報提供装置。

【請求項2】

請求項1に記載の情報処理装置において、

前記購入済み商品/サービスからいずれかの購入済み商品/サービスを前記基礎物品として選択する選択手段

を備えることを特徴とする情報提供装置。

【請求項3】

請求項2に記載の情報提供装置において、

前記基礎物品の購入価格とは、前記基礎物品の購入時の単価であることを特徴とする情報提供装置。

【請求項4】

請求項2又は3に記載の情報提供装置において、

前記選択手段は、前記購入済み商品／サービスのうち、前記ユーザが最後に購入した商品またはサービスを前記基礎物品として選択することを特徴とする情報提供装置。

【請求項 5】

請求項 4 に記載の情報提供装置において、

前記選択手段は、前記ウェブページの閲覧が繰り返された場合、前記購入済み商品／サービスのうち、前記基礎物品として前回選択された商品またはサービスの前に購入された商品またはサービスを前記基礎物品として新たに選択することを特徴とする情報提供装置。

【請求項 6】

請求項 2 又は 3 に記載の情報提供装置において、

前記選択手段は、前記購入済み商品／サービスのうち、購入された回数の最も多い商品またはサービスを前記基礎物品として選択することを特徴とする情報提供装置。

【請求項 7】

請求項 6 に記載の情報提供装置において、

前記選択手段は、前記ウェブページの閲覧が繰り返された場合、前記購入済み商品／サービスのうち、前記基礎物品として前回選択された商品／サービスの購入回数に対して次に購入された回数の多い商品またはサービスを前記基礎物品として新たに選択することを特徴とする情報提供装置。

【請求項 8】

請求項 2 に記載の情報提供装置において、

前記選択手段は、前記購入済み商品／サービスのうち、購入した個数の最も多い商品を前記基礎物品として選択することを特徴とする情報提供装置。

【請求項 9】

請求項 8 に記載の情報提供装置において、

前記選択手段は、前記ウェブページの閲覧が繰り返された場合、前記購入済み商品／サービスのうち、前記基礎物品として前回選択された商品／サービスの購入された個数に対して次に購入された個数の多い商品を前記基礎物品として新たに選択することを特徴とする情報提供装置。

【請求項 10】

請求項 2 又は 3 に記載の情報提供装置において、

前記購入済み商品／サービスの購入価格の平均値である平均購入価格を算出する平均購入価格算出手段と、

前記販売商品／サービスの価格が前記平均購入価格より高いか否かを判定する判定手段と

をさらに備え、

前記選択手段は、前記判定手段において前記販売商品／サービスの価格が前記平均購入価格より高いと判定された場合、前記販売商品／サービスの価格より高い価格の前記購入済み商品／サービスの中から、最も低い価格の商品またはサービスを前記基礎物品として選択し、前記判定手段において前記販売商品／サービスの価格が前記平均購入価格と同じ又はそれより低いと判定された場合、前記販売商品／サービスの価格より低い価格の前記購入済み商品／サービスの中から、最も高い価格の商品またはサービスを前記基礎物品として選択する

ことを特徴とする情報提供装置。

【請求項 11】

請求項 10 に記載の情報提供装置において、

前記選択手段は、前記ウェブページの閲覧が繰り返された場合、前記判定手段において前記販売商品／サービスの価格が前記平均購入価格より高いと判定されたとき、前記販売

商品 / サービスの価格より高い価格の前記購入済み商品 / サービスの中から、前記基礎物品として前回選択された商品またはサービスの次に低い価格の商品またはサービスを前記基礎物品として新たに選択し、前記判定手段において前記販売商品 / サービスの価格が前記平均購入価格と同じ又はそれより低いと判定されたとき、前記販売商品 / サービスの価格より低い価格の前記購入済み商品 / サービスの中から、前記基礎物品として前回選択された商品またはサービスの次に高い価格の商品またはサービスを前記基礎物品として新たに選択する

ことを特徴とする情報提供装置。

【請求項 1 2】

請求項 1 0 又は 1 1 に記載の情報提供装置において、

前記平均購入価格は、前記購入済み商品 / サービスの単価の平均値であり、

前記選択手段において、前記購入済み商品 / サービスの前記価格とは当該購入済み商品 / サービスの単価であり、前記前記基礎物品の前記価格とは当該基礎物品の単価である

ことを特徴とする情報提供装置。

【請求項 1 3】

請求項 2 又は 3 に記載の情報提供装置において、

前記購入済み商品 / サービスの購入価格の平均値である平均購入価格を算出する平均購入価格算出手段と、

前記販売商品 / サービスの価格が前記平均購入価格より高いか否かを判定する判定手段と

をさらに備え、

前記選択手段は、前記判定手段において前記販売商品 / サービスの価格が前記平均購入価格より高いと判定された場合、前記販売商品 / サービスの価格より高い価格の前記購入済み商品 / サービスの中から、最も高い価格の商品を前記基礎物品として選択し、前記判定手段において前記販売商品 / サービスの価格が前記平均購入価格と同じ又は低いと判定された場合、前記販売商品 / サービスの価格より低い価格の前記購入済み商品 / サービスの中から、最も低い価格の商品を前記基礎物品として選択する

ことを特徴とする情報提供装置。

【請求項 1 4】

請求項 1 3 に記載の情報提供装置において、

前記選択手段は、前記ウェブページの閲覧が繰り返された場合、前記判定手段において前記販売商品 / サービスの価格が前記平均購入価格より高いと判定されたとき、前記販売商品 / サービスの価格より高い価格の前記購入済み商品 / サービスの中から、前記基礎物品として前回選択された商品またはサービスの次に高い価格の商品またはサービスを前記基礎物品として新たに選択し、前記判定手段において前記販売商品 / サービスの価格が前記平均購入価格と同じ又はそれより低いと判定されたとき、前記販売商品 / サービスの価格より低い価格の前記購入済み商品 / サービスの中から、前記基礎物品として前回選択された商品またはサービスの次に低い価格の商品またはサービスを前記基礎物品として新たに選択する

ことを特徴とする情報提供装置。

【請求項 1 5】

請求項 1 3 又は 1 4 に記載の情報提供装置において、

前記平均購入価格は、前記購入済み商品 / サービスの単価の平均値であり、

前記選択手段において、前記購入済み商品 / サービスの前記価格とは当該購入済み商品 / サービスの単価であり、前記基礎物品の前記価格とは当該基礎物品の単価である

ことを特徴とする情報提供装置。

【請求項 1 6】

請求項 2 ~ 1 5 の何れか一項に記載の情報提供装置において、

前記選択手段は、前記基礎物品として、前記ユーザが予め決められた期間に購入した購入済み商品 / サービスの中のいずれかを選択する

ことを特徴とする情報提供装置。

【請求項 17】

所定の商品を販売するかまたは所定のサービスを提供するための所定のウェブページの閲覧が所定のユーザの端末装置から要求された場合、要求された前記ウェブページのデータを前記端末装置に提供する情報提供方法において、

前記ユーザが過去に購入した商品またはサービスである購入済み商品/サービスを基礎物品とし、

ユーザからの閲覧要求のある前記ウェブページで販売される前記商品または提供される前記サービスである販売商品/サービスの価格を、前記基礎物品の購入価格で割り算することで、前記販売商品/サービスの価格を前記基礎物品の相当する数で表す基礎物品相当数を算出し、

前記販売商品/サービスの価格が前記基礎物品相当数の前記基礎物品に相当することを表示させる表示データが含まれる前記ウェブページのデータを前記端末装置に送信するステップを含む情報提供方法。

【請求項 18】

所定の商品を販売するかまたは所定のサービスを提供するための所定のウェブページの閲覧が所定のユーザの端末装置から要求された場合、要求された前記ウェブページのデータを前記端末装置に提供するコンピュータに、

前記ユーザが過去に購入した商品またはサービスである購入済み商品/サービスを基礎物品とし、

ユーザからの閲覧要求のある前記ウェブページで販売される前記商品または提供される前記サービスである販売商品/サービスの価格を、前記基礎物品の購入価格で割り算することで、前記販売商品/サービスの価格を前記基礎物品の相当する数で表す基礎物品相当数を算出し、

前記販売商品/サービスの価格が前記基礎物品相当数の前記基礎物品に相当することを表示させる表示データが含まれる前記ウェブページのデータを前記端末装置に送信するステップを含む処理を実行させるプログラム。

【請求項 19】

所定の商品を販売するかまたは所定のサービスを提供するための所定のウェブページの閲覧を所定のユーザによって要求された場合、要求された前記ウェブページのデータが情報提供装置から提供される情報表示装置において、

前記ユーザが過去に購入した商品またはサービスである購入済み商品/サービスを基礎物品とし、

ユーザからの閲覧要求のある前記ウェブページで販売される前記商品または提供される前記サービスである販売商品/サービスの価格を、前記基礎物品の購入価格で割り算することで、前記販売商品/サービスの価格を前記基礎物品の相当する数で表す基礎物品相当数を算出する相当数算出手段と、

前記販売商品/サービスの価格が前記基礎物品相当数の前記基礎物品に相当することを表示させる表示データを、前記ウェブページ上に表示させる表示制御手段と

を備えることを特徴とする情報表示装置。

【請求項 20】

請求項 19 に記載の情報表示装置において、

前記基礎物品の購入価格とは、前記基礎物品の購入時の単価であることを特徴とする情報表示装置。

【手続補正 2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0007

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0007】

本発明の第1の側面の情報提供装置は、所定の商品を販売するかまたは所定のサービスを提供するための所定のウェブページの閲覧が所定のユーザの端末装置から要求された場合、要求された前記ウェブページのデータを前記端末装置に提供する情報提供装置であって、前記ユーザが過去に購入した商品またはサービスである購入済み商品/サービスを基礎物品とし、ユーザからの閲覧要求のある前記ウェブページで販売される前記商品または提供される前記サービスである販売商品/サービスの価格を、前記基礎物品の購入価格で割り算することで、前記販売商品/サービスの価格を前記基礎物品の相当する数で表す基礎物品相当数を算出する相当数算出手段と、前記販売商品/サービスの価格が前記基礎物品相当数の前記基礎物品に相当することを表示させる表示データが含まれる前記ウェブページのデータを前記端末装置に送信する送信手段とを備える。

前記購入済み商品/サービスからいずれかの購入済み商品/サービスを前記基礎物品として選択する選択手段をさらに設けることができる。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0008

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0008】

前記基礎物品の購入価格は、前記基礎物品の購入時の単価であってもよい。

【手続補正4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0009

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0009】

前記選択手段には、前記購入済み商品/サービスのうち、前記ユーザが最後に購入した商品またはサービスを前記基礎物品として選択させることができる。

【手続補正5】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0010

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0010】

前記選択手段には、前記ウェブページの閲覧が繰り返された場合、前記購入済み商品/サービスのうち、前記基礎物品として前回選択された商品またはサービスの前に購入された商品またはサービスを前記基礎物品として新たに選択させることができる。

【手続補正6】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0011

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0011】

前記選択手段には、前記購入済み商品/サービスのうち、購入された回数の最も多い商品またはサービスを前記基礎物品として選択させることができる。

【手続補正7】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0012

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0012】

前記選択手段には、前記ウェブページの閲覧が繰り返された場合、前記購入済み商品 / サービスのうち、前記基礎物品として前回選択された商品 / サービスの購入回数に対して次に購入された回数の多い商品またはサービスを前記基礎物品として新たに選択させることができる。

【手続補正 8】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0013

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0013】

前記選択手段には、前記購入済み商品 / サービスのうち、購入した個数の最も多い商品を前記基礎物品として選択させることができる。

【手続補正 9】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0014

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0014】

前記選択手段には、前記ウェブページの閲覧が繰り返された場合、前記購入済み商品 / サービスのうち、前記基礎物品として前回選択された商品 / サービスの購入された個数に対して次に購入された個数の多い商品を前記基礎物品として新たに選択させることができる。

【手続補正 10】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0015

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0015】

前記購入済み商品 / サービスの購入価格の平均値である平均購入価格を算出する平均購入価格算出手段と、前記販売商品 / サービスの価格が前記平均購入価格より高いか否かを判定する判定手段とをさらに設け、前記選択手段には、前記判定手段において前記販売商品 / サービスの価格が前記平均購入価格より高いと判定された場合、前記販売商品 / サービスの価格より高い価格の前記購入済み商品 / サービスの中から、最も低い価格の商品またはサービスを前記基礎物品として選択し、前記判定手段において前記販売商品 / サービスの価格が前記平均購入価格と同じ又はそれより低いと判定された場合、前記販売商品 / サービスの価格より低い価格の前記購入済み商品 / サービスの中から、最も高い価格の商品またはサービスを前記基礎物品として選択させることができる。

【手続補正 11】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0016

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0016】

前記選択手段には、前記ウェブページの閲覧が繰り返された場合、前記判定手段において前記販売商品 / サービスの価格が前記平均購入価格より高いと判定されたとき、前記販売商品 / サービスの価格より高い価格の前記購入済み商品 / サービスの中から、前記基礎物品として前回選択された商品またはサービスの次に低い価格の商品またはサービスを前記基礎物品として新たに選択し、前記判定手段において前記販売商品 / サービスの価格が前記平均購入価格と同じ又はそれより低いと判定されたとき、前記販売商品 / サービスの価格より低い価格の前記購入済み商品 / サービスの中から、前記基礎物品として前回選択

された商品またはサービスの次に高い価格の商品またはサービスを前記基礎物品として新たに選択させることができる。

【手続補正12】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0017

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0017】

前記平均購入価格は、前記購入済み商品/サービスの単価の平均値であり、

前記選択手段において、前記購入済み商品/サービスの前記価格とは当該購入済み商品/サービスの単価であり、前記前記基礎物品の前記価格とは当該基礎物品の単価であってもよい。

【手続補正13】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0018

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0018】

前記購入済み商品/サービスの購入価格の平均値である平均購入価格を算出する平均購入価格算出手段と、前記販売商品/サービスの価格が前記平均購入価格より高いか否かを判定する判定手段とをさらに設け、前記選択手段には、前記判定手段において前記販売商品/サービスの価格が前記平均購入価格より高いと判定された場合、前記販売商品/サービスの価格より高い価格の前記購入済み商品/サービスの中から、最も高い価格の商品を前記基礎物品として選択し、前記判定手段において前記販売商品/サービスの価格が前記平均購入価格と同じ又は低いと判定された場合、前記販売商品/サービスの価格より低い価格の前記購入済み商品/サービスの中から、最も低い価格の商品を前記基礎物品として選択させることができる。

【手続補正14】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0019

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0019】

前記選択手段には、前記ウェブページの閲覧が繰り返された場合、前記判定手段において前記販売商品/サービスの価格が前記平均購入価格より高いと判定されたとき、前記販売商品/サービスの価格より高い価格の前記購入済み商品/サービスの中から、前記基礎物品として前回選択された商品またはサービスの次に高い価格の商品またはサービスを前記基礎物品として新たに選択し、前記判定手段において前記販売商品/サービスの価格が前記平均購入価格と同じ又はそれより低いと判定されたとき、前記販売商品/サービスの価格より低い価格の前記購入済み商品/サービスの中から、前記基礎物品として前回選択された商品またはサービスの次に低い価格の商品またはサービスを前記基礎物品として新たに選択させることができる。

【手続補正15】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0020

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0020】

前記平均購入価格は、前記購入済み商品/サービスの単価の平均値であり、前記選択手段において、前記購入済み商品/サービスの前記価格とは当該購入済み商品/サービスの

単価であり、前記基礎物品の前記価格とは当該基礎物品の単価であってもよい。

【手続補正 16】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0021

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0021】

前記選択手段は、前記基礎物品として、前記ユーザが予め決められた期間に購入した購入済み商品/サービスの中のいずれかを選択する。

【手続補正 17】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0022

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0022】

本発明の第1の側面の情報提供方法は、所定の商品を販売するかまたは所定のサービスを提供するための所定のウェブページの閲覧が所定のユーザの端末装置から要求された場合、要求された前記ウェブページのデータを前記端末装置に提供する情報提供方法であって、前記ユーザが過去に購入した商品またはサービスである購入済み商品/サービスを基礎物品とし、ユーザからの閲覧要求のある前記ウェブページで販売される前記商品または提供される前記サービスである販売商品/サービスの価格を、前記基礎物品の購入価格で割り算することで、前記販売商品/サービスの価格を前記基礎物品の相当する数で表す基礎物品相当数を算出し、前記販売商品/サービスの価格が前記基礎物品相当数の前記基礎物品に相当することを表示させる表示データが含まれる前記ウェブページのデータを前記端末装置に送信するステップを含む。

【手続補正 18】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0023

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0023】

本発明の第1の側面のプログラムは、所定の商品を販売するかまたは所定のサービスを提供するための所定のウェブページの閲覧が所定のユーザの端末装置から要求された場合、要求された前記ウェブページのデータを前記端末装置に提供するコンピュータに、前記ユーザが過去に購入した商品またはサービスである購入済み商品/サービスを基礎物品とし、ユーザからの閲覧要求のある前記ウェブページで販売される前記商品または提供される前記サービスである販売商品/サービスの価格を、前記基礎物品の購入価格で割り算することで、前記販売商品/サービスの価格を前記基礎物品の相当する数で表す基礎物品相当数を算出し、前記販売商品/サービスの価格が前記基礎物品相当数の前記基礎物品に相当することを表示させる表示データが含まれる前記ウェブページのデータを前記端末装置に送信するステップを含む処理を実行させる。

【手続補正 19】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0024

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0024】

本発明の第1の側面の情報表示装置は、所定の商品を販売するかまたは所定のサービスを提供するための所定のウェブページの閲覧を所定のユーザによって要求された場合、要求された前記ウェブページのデータが情報提供装置から提供される情報表示装置であって

、前記ユーザが過去に購入した商品またはサービスである購入済み商品/サービスを基礎物品とし、ユーザからの閲覧要求のある前記ウェブページで販売される前記商品または提供される前記サービスである販売商品/サービスの価格を、前記基礎物品の購入価格で割り算することで、前記販売商品/サービスの価格を前記基礎物品の相当する数で表す基礎物品相当数を算出する相当数算出手段と、前記販売商品/サービスの価格が前記基礎物品相当数の前記基礎物品に相当することを表示させる表示データを、前記ウェブページ上に表示させる表示制御手段とを備える。

【手続補正20】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0025

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0025】

前記基礎物品の購入価格は、前記基礎物品の購入時の単価であってもよい。

【手続補正21】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0026

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0026】

本発明の第1の側面においては、ユーザが過去に購入した商品またはサービスである購入済み商品/サービスが基礎物品とされ、ユーザからの閲覧要求のあるウェブページで販売される商品または提供されるサービスである販売商品/サービスの価格を、基礎物品の購入価格で割り算することで、販売商品/サービスの価格を基礎物品の相当する数で表す基礎物品相当数が算出され、販売商品/サービスの価格が基礎物品相当数の基礎物品に相当することを表示させる表示データが含まれるウェブページのデータが端末装置に送信される。

【手続補正22】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0031

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0031】

本発明の第1の側面の情報提供装置は、所定の商品を販売するかまたは所定のサービスを提供するための所定のウェブページの閲覧が所定のユーザの端末装置（例えば、図1のユーザ端末装置13-1）から要求された場合、要求された前記ウェブページのデータを前記端末装置に提供する情報提供装置（例えば、図1のサーバ11）であって、前記ユーザが過去に購入した商品またはサービスである購入済み商品/サービスを基礎物品とし、ユーザからの閲覧要求のある前記ウェブページで販売される前記商品または提供される前記サービスである販売商品/サービスの価格を、前記基礎物品の購入価格で割り算することで、前記販売商品/サービスの価格を前記基礎物品の相当する数で表す基礎物品相当数を算出する相当数算出手段（例えば、図3の基礎物品相当数計算部84）と、前記販売商品/サービスの価格が前記基礎物品相当数の前記基礎物品に相当することを表示させる表示データが含まれる前記ウェブページのデータを前記端末装置に送信する送信手段（例えば、図3のWebサーバ機能61）とを備える。ここで、販売商品/サービスの価格とは、販売商品/サービスの単価であって、基礎物品の購入価格とは、基礎物品の購入時の単価であってもよい。

【手続補正23】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0032

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0032】

前記購入済み商品／サービスの購入価格の平均値である平均購入価格を算出する平均購入価格算出手段（例えば、図3の平均購入価格計算部82）と、前記販売商品／サービスの価格が前記平均購入価格より高いか否かを判定する判定手段（例えば、図3の判定部81）とをさらに設け、前記選択手段には、前記判定手段において前記販売商品／サービスの価格が前記平均購入価格より高いと判定された場合、前記販売商品／サービスの価格より高い価格の前記購入済み商品／サービスの中から、最も低い価格の商品またはサービスを前記基礎物品として選択し、前記判定手段において前記販売商品／サービスの価格が前記平均購入価格と同じ又はそれより低いと判定された場合、前記販売商品／サービスの価格より低い価格の前記購入済み商品／サービスの中から、最も高い価格の商品またはサービスを前記基礎物品として選択させることができる。

【手続補正24】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0033

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0033】

前記購入済み商品／サービスの購入価格の平均値である平均購入価格を算出する平均購入価格算出手段（例えば、図3の平均購入価格計算部82）と、前記販売商品／サービスの価格が前記平均購入価格より高いか否かを判定する判定手段（例えば、図3の判定部81）とをさらに設け、前記選択手段には、前記判定手段において前記販売商品／サービスの価格が前記平均購入価格より高いと判定された場合、前記販売商品／サービスの価格より高い価格の前記購入済み商品／サービスの中から、最も高い価格の商品を前記基礎物品として選択し、前記判定手段において前記販売商品／サービスの価格が前記平均購入価格と同じ又は低いと判定された場合、前記販売商品／サービスの価格より低い価格の前記購入済み商品／サービスの中から、最も低い価格の商品を前記基礎物品として選択させることができる。

【手続補正25】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0034

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0034】

前記平均購入価格は、前記購入済み商品／サービスの単価の平均値であり、前記選択手段において、前記購入済み商品／サービスの前記価格とは当該購入済み商品／サービスの単価であり、前記基礎物品の前記価格とは当該基礎物品の単価であってもよい。

【手続補正26】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0035

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0035】

本発明の第1の側面の情報提供方法は、所定の商品を販売するかまたは所定のサービスを提供するための所定のウェブページの閲覧が所定のユーザの端末装置（例えば、図1のユーザ端末装置13-1）から要求された場合、要求された前記ウェブページのデータを前記端末装置に提供する情報提供方法であって、前記ユーザが過去に購入した商品またはサービスである購入済み商品／サービスを基礎物品とし（例えば、図4のステップS14の手続き）、ユーザからの閲覧要求のある前記ウェブページで販売される前記商品または

提供される前記サービスである販売商品／サービスの価格を、前記基礎物品の購入価格で割り算することで、前記販売商品／サービスの価格を前記基礎物品の相当する数で表す基礎物品相当数を算出し（例えば、図4のステップS15の手続き）、前記販売商品／サービスの価格が前記基礎物品相当数の前記基礎物品に相当することを表示させる表示データが含まれる前記ウェブページのデータを前記端末装置に送信する（例えば、図4のステップS20の手続き）ステップを含む。

【**手続補正27**】

【**補正対象書類名**】明細書

【**補正対象項目名**】0036

【**補正方法**】変更

【**補正の内容**】

【0036】

本発明の第1の側面のプログラムは、所定の商品を販売するかまたは所定のサービスを提供するための所定のウェブページの閲覧が所定のユーザの端末装置（例えば、図1のユーザ端末装置13-1）から要求された場合、要求された前記ウェブページのデータを前記端末装置に提供するコンピュータに、前記ユーザが過去に購入した商品またはサービスである購入済み商品／サービスを基礎物品とし（例えば、図4のステップS14の手続き）、ユーザからの閲覧要求のある前記ウェブページで販売される前記商品または提供される前記サービスである販売商品／サービスの価格を、前記基礎物品の購入価格で割り算することで、前記販売商品／サービスの価格を前記基礎物品の相当する数で表す基礎物品相当数を算出し（例えば、図4のステップS15の手続き）、前記販売商品／サービスの価格が前記基礎物品相当数の前記基礎物品に相当することを表示させる表示データが含まれる前記ウェブページのデータを前記端末装置に送信する（例えば、図4のステップS20の手続き）ステップを含む処理を実行させる。